

別紙1

特許仮実施権原簿の構成及び内容

	登録欄	登録内容	登録事項	
1	特許出願番号欄	特許出願の番号	・特許出願の番号 特許出願の番号をそのまま用い、「特願2012-123456」のように西暦+6桁番号で記載。	
2	表示欄	特許を受ける権利の表示	・出願日 ・登録年月日 ・職印	
3	甲区	特許を受ける権利を有する者	・申請書の受付年月日及び受付番号 ・特許を受ける権利を有する者（申請書上の登録義務者（仮専用実施権許諾者））の住所（居所）及び名称（氏名） ・職印 登録日は記載されない（注1）。	
4	乙区	仮専用実施権に関する事項	<b>【設定の場合】</b> ・申請書の受付年月日及び受付番号 ・仮専用実施権者（申請書上の登録権利者）の住所（居所）及び名称（氏名） ・仮専用実施権の範囲 ・職印	登録年月日は記載されません。 （職権による消滅を除く）
			<b>【移転の場合】</b> ・申請書の受付年月日及び受付番号 ・移転後の仮専用実施権者（申請書上の登録権利者）の住所（居所）及び名称（氏名） ・移転後の仮専用実施権の範囲 ・別段の定め「有」の場合はその旨（注2） ・職印	
			<b>【変更の場合】</b> ・申請書の受付年月日及び受付番号 ・変更後の仮専用実施権の範囲 ・職印	
			<b>【消滅の場合】</b> 〈申請による消滅〉 ・申請書の受付年月日及び受付番号 ・消滅事由 ・職印 〈職権による消滅〉 ・消滅事由 ・登録年月日 ・職印	
			<b>【表示変更の場合】</b> ・申請書の受付年月日及び受付番号 ・変更後の仮専用実施権者の表示 ・職印	
			その他申請：仮登録	
			<b>【処分の制限の場合】</b> ・申請書（嘱託書）の受付年月日及び受付番号 ・債権者、嘱託人 ・職印	

（注1）特登令施規21条の改正により、職権による登録をしたときのみ、登録年月日を記録することになりました。

（注2）登録申請書に、「特許法第34条の2第5項ただし書」の欄を設け「有」と記載されている場合は、仮専用実施権の登録された出願が分割されたとき、当該分割出願には仮専用実施権が設定されたものとみなされないことを意味する「別段の定め」の旨を登録します。